

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月 9日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	集中環境施設	集中環境施設地下2階のドラム缶運搬用通路において、水噴霧消火設備の吹き出し口より非放射性の水が漏れていることを協力企業作業員が発見し、消防設備の点検を行っている作業員に連絡した。直ちに連絡を受けた作業員が元弁を閉操作し、漏えいは停止した。今後、漏えいの原因について調査。	A	7月9日公表済 (PDF127KB)

その他：36件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ガス処理系定例試験において、実施頻度の範囲（31日）を超えて、当該所管GMの承認を受けるべきところを受けていないことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（1D）吐出圧力計配管保温材において、破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
3	1号機	主発電機用屋外水素ポンベ室ページング用端子箱において、腐食及び止めネジの脱落が認められたため、当該端子箱を点検・修理	D	
4	1号機	格納容器冷却海水系非常用ディーゼル発電機（A）の冷却用海水入口配管ベント弁において、腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	C	H20年4月24日再審議にてグレード変更 D → C
5	1号機	N. 1軽油タンクレベル計用電線管において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）フィルターエレメント部において、破損が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	復水貯蔵タンクレベル計収納箱内において、パッキン不良による雨水の流入が認められたため、当該部を止水処理	D	
8	2号機	サービス建屋からタービン建屋間の電線管において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	2号機	復水脱塩装置（N. 3・4）復水脱塩塔入口流量記録計において、カバーの一部に破損が認められたため、当該部を交換	D	
10	2号機	燃料交換機室換気空調系圧縮機クランケース用ヒータのバンド押さえにおいて、劣化が認められたため、当該部を交換	D	
11	2号機	低圧復水ポンプ室局所空調機の凝縮水排水中間ファンネルにおいて、腐食による詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
12	2号機	主発電機密封油処理装置非常用シール油ポンプ自動起動試験の際、計器元弁を全閉状態から全開状態に復旧することを忘れたため、対応検討	C	
13	3号機	燃料交換機の原点（位置）確認のため、作業台を端部に寄せ作業中、走行してきた天井クレーンの運転席と燃料交換機の新燃料ホイスに接触が認められたため、対応検討	C	
14	3号機	所内用空気元弁（V-72-772）のシートパスによりラインに溜まっていたドレンが、廃棄物処理建屋地下除染廃液処理タンク底板取替えに伴い設置された仮設レシーバータンクのドレン弁より漏えいが認められたため、対応検討	B	
15	3号機	原子炉圧力容器スタッドテンショナーの点検時において、旋回用制御装置の不良によるテンショナー旋回（誤動作）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
16	3号機	取水路スクリーンの取水口洗浄水元弁において、腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	3号機	取水路スクリーン洗浄水ライン配管サポートの基礎コンクリート部にひびが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	3号機	非常用ディーゼル発電機（3B）の燃料移送ポンプ出口弁にさびが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	3号機	タービン建屋換気空調系冷水ポンプ用電動機点検において、電動機シャフトとカップリング間の嵌め合い値の許容値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
20	3号機	原子炉再循環装置M・Gセット（A）の発電機側ブラシ（No. 2, 5）に摩耗が認められたため、当該ブラシを交換	対象外	
21	3号機	原子炉建屋主給気空調機（HVS3-1B）の吸込側軸受温度取出し部パッキンにおいて、破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	
22	3号機	気体廃棄物処理系予熱器（A）入口弁の全閉操作において、開度表示ランプの両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	3号機	原子炉再循環装置M・Gセット（B）の発電機側ブラシ（No. 4, 6）に摩耗が認められたため、当該ブラシを交換	対象外	
24	3号機	所内ボイラ給水用脱酸剤ポンプ出口圧力計元弁において、ハンドルの紛失が認められたため、当該ハンドルを取付	D	
25	3号機	廃棄物処理設備床ドレン系スラッジサージポンプのグランドリーク排水ラインフランジ部よりリーク（1滴/5秒）が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
26	4号機	取水路のバー回転式スクリーン（G）及びトラベリングスクリーン（B・E）現場操作盤下部のコンセントカバーが紛失していたため、当該カバーを取付	D	
27	4号機	励磁用変圧器山側付近の変圧器防災噴霧用配管のステップ用階段において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	4号機	タービン建屋補機冷却系ターボ冷凍機（C）の凝縮器冷却水入口圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
29	5号機	停止中の高圧注水系において、「高圧注水系タービン温度」記録計（ポンプカップリング側軸受温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
30	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口弁駆動部下部より、エアリークが認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
31	6号機	タービン建屋換気空調系北側給気処理装置下部付近において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	6号機	給水加熱器（1C）出口導電率計水温制御装置の温度において、ハンチングが認められたため、当該部の点検・修理	D	
33	6号機	主蒸気隔離弁内側（B22-F022B）の開度表示において、赤ランプ（開）の点灯不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
34	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）のボール回収器ドレン弁において、シートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
35	集中環境施設	補助ボイラーの蒸気だめ（B）機器ドレン系蒸気供給出口弁において、「開」固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
36	その他	海生物処理設備排水処理設備ろ過ポンプ（A）において、ポンプ側軸受部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで